新旧対照表（懲戒処分の指針の一部改正）

改正前	改正後
第１　基本事項　　略	第１　基本事項　　略
第２　標準例 １　一般服務関係 （１）～（14）　略 ２～４　　略 ５　児童生徒に対する非違行為関係 （１）体罰等　　略 （２）わいせつな行為等 ア　児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。 イ　児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、停職又は減給とする。 （３）保護者に対する行為 関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。 ６、７（略）	第２　標準例 １　一般服務関係 （１）～（14）　略 ２～４　　略 ５　児童生徒等に対する非違行為関係 （１）体罰等　　略 （２）児童生徒性暴力等 ア　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）第２条第３項に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。 イ　児童生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行った職員（アに該当する者を除く。）は、停職又は減給とする。 （３）児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為 児童生徒に対して、電話、手紙、電子メール等を利用して、管理職の許可及び保護者の同意なく私的なやりとり（職員の職務にかかわらないやりとりのことをいう。）を執拗に繰り返す等した職員（（２）に該当する者を除く。）は、減給又は戒告とする。 （４）保護者に対する行為 関係ある保護者に対して、同意の有無を問わず、性的行為と受け取られるような身体的接触等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。 ６、７（略）
第３　（略）	第３　（略）

施行期日　　この指針は、令和５年９月１日から施行する。